

九州がんセンター 訪問看護ステーション
指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所運営規程

(趣旨)

第1条 この運営規程において、独立行政法人国立病院機構が実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下、単に「指定訪問看護」という。）事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 指定訪問看護の事業は、訪問看護ステーション（以下、単に「ステーション」という。）の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 利用者が安心して家で過ごすことができるよう、主治医と密に連携を取りながら、必要なサービスを提供する。
- (2) 地域との結びつきを重視し、在宅支援診療所、他の訪問看護ステーション、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者など、地域のスタッフと手を携えてサポートする。
- (3) 利用者の症状、心身の状況、その置かれている環境及びご希望などの把握に努め、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活を支援する。
- (4) 提供するサービスの質の向上について評価を行い、常に改善を図るよう努める。
- (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (6) 指定訪問看護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする

2 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(主治の医師との関係)

第4条 管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第5条 利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第6条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 九州がんセンター 訪問看護ステーション
- 2 所在地 福岡市南区野多目3丁目1番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第7条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師等 看護師(常勤2名以上)
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。
看護師等は、指定訪問看護の提供に当たる。
- 3 事務職員 必要に応じて配置する
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、災害、悪天候等やむを得ない事業が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 訪問看護サービス対応日 年中すべて対応する。
- 4 訪問看護サービス対応時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 5 電話等により、24時間常時対応が可能な体制とする。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第9条 指定訪問看護の提供を開始する際には、主治医の指示並びに利用者のご希望及び心身の状況を踏まえて、提供するサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス及びサービスの内容等を記載した訪問看護計画を個別に作成する。

- 2 訪問看護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 訪問看護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 4 訪問看護計画を作成した際には、当該訪問看護計画を利用者に交付する。
- 5 訪問看護計画の作成後、当該訪問看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問看護計画の変更を行う。
- 6 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成し、定期的に主治医に提出を行う。

(指定訪問看護の内容)

第10条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

①看護介護行為

- ・バイタルサインチェック（血圧、脈拍、体温、簡易酸素飽和度測定など）
- ・身体の保清（清拭、陰部洗浄、更衣、おむつ交換、口腔ケア、手浴、足浴、洗髪、入浴介助、ひげ剃りなど）
- ・療養指導（生活の注意事項、食事指導、排泄に関する対策や指導など）
- ・服薬管理、指導
- ・在宅リハビリテーション
- ・ターミナルケア

②医療処置行為

- ・尿道留置カテーテル、その他カテーテル管理ケア、自己導尿管理ケア
- ・気管切開（気管カニューレ挿入中）の管理ケア
- ・経管チューブ、胃瘻（いろう）管理ケア
- ・中心静脈栄養管理、輸液、ポンプ管理
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・人工肛門、人工膀胱管理ケア
- ・創傷及び床ずれ処置
- ・喀痰の吸引、管理
- ・点滴、注射

③介護者への支援

- ・介護の方法指導、社会資源の紹介
- ・床ずれ防止、リハビリの方法、食事指導（介護の工夫、方法など）
- ・介護者及びご家族への療養相談、助言
- ・保健福祉サービス・在宅ケアに関する諸サービスの情報提供・活用支援

④その他医師の指示に基づく処置・看護

(指定訪問看護の利用料及びその他の費用の額)

第11条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

2 健康保険適用の場合、指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、その他保険適用外で発生した費用については、次の額を徴収する。

① 交通費 100円+消費税

② (コインパーキングを利用した場合) 駐車料金 200円+消費税

3 死後の処置料は、20,000円+消費税とする。

4 自費の訪問看護は、1時間あたり10,000円+消費税とする。

5 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、福岡市全域、春日市、大野城市及び那珂川市の区域かつ乗用車で片道 30 分圏内とする。ただし、その他の地域においても相談に応じ、必要の際は実施していくこととする。

(緊急時又は事故発生時における対応方法)

第 13 条 看護師等は、指定訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかにあらかじめ定められた医療機関に連絡し、適切な処置を行うとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(衛生管理対策)

第 14 条 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものを含む）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(居宅介護支援事業者等との連携)

第 15 条 事業所は、事業の実施に際し、主治医及び居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 16 条 事業所は、利用者が正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第 17 条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に

サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第 18 条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第 19 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(虐待の防止)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、具体的な研修計画を策定し、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示又は縦覧に供する。

3 第 10 条のサービス提供記録については、利用者からの申し出があった場合には、独立行政法人国立病院機構における所定の手続きに則り、当該利用者に交付する。

4 第 10 条のサービス提供記録、第 16 条に規定する市町への通知、第 13 条第 2 項に規定する事故発生時の記録、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから原則 5 年間、事故発生時の記録、市町への通知及び苦情処理に関する記録については、その記録が完結してから 2 年間保存する。

5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、独立行政法人国立病院機構及び九州がんセンターと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、

平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

平成 30 年 12 月 1 日から一部改訂する。

令和元年 10 月 1 日から一部改訂する

令和 4 年 4 月 1 日から一部改訂する

令和 6 年 4 月 1 日から一部改訂する